

K**国名及び2文字コード****K**

附属書Kは、P C Tに基づく国際出願に関する書類中において、国家、その他の組織及び政府間機関（及びその官庁）を表示するため使用が認められている略称及び2文字コードのリストを含む。このリストはW I P O標準S T. 3で定められているものと同じである（ウェブサイト www.wipo.int/standards/en/pdf/03-03-01.pdf のW I P O Standards, Recommendations and Guidelines の一覧を参照）。

標準 S T . 3

国家, その他の組織及び政府間機関を表示するための2文字コードの推奨標準

2016年3月24日の再招集第4回会議及び2016年3月26日の通信による
W I P O標準に関する委員会 (CWS) によって採択され,
国際事務局によってさらに更新された改訂

序

1. この推奨標準は, 工業所有権情報へのアクセスを改善するために, 特に国家, その他の組織及び政府間機関であって, 工業所有権保護の法制度を設けているもの又は工業所有権分野の条約の枠組みで行動している機関を表示するアルファベット2文字のコードを提供している。
2. この推奨標準に示す国家又はその他の組織の指定は, 国家若しくは地域の法的地位, その権限又は国境画定に関するいかなる意見を示すものでもない。
3. この推奨標準は, 国際標準化機構 (I S O) のオンライン閲覧プラットフォームから利用可能な国際標準 ISO 3166-1, 「Codes for the Representation of Names of Countries and their Subdivisions – Part 1: Country Codes」に含まれている, 一般的に認められているISO Alpha-2コードに沿うものである。

推奨標準コード

4. この推奨標準は, 国家, その他の組織又は政府間機関をコード化して特定するよう要求している工業所有権官庁で使用されることを企図している。

5. 推奨コードは, 附属書Aの第1部及び第2部に, 次の構成で含まれている。

(i) 第1部は, 国家, その他の組織又は政府間機関の短縮名称をアルファベット順で記載したリスト, 及び対応するコードを表示している。

(ii) 第2部は, (i)で示すコードをアルファベット順で記載し, 対応する国家, その他の組織又は政府間機関の(短縮)名称を表示している。

6. 上述した推奨コードに加えて, 不明の国家, その他の組織及び機関を表示するためにアルファベット2文字コード「X X」が推奨される。

管理

7. I S Oは, 国際標準ISO 3166の管理を, Maintenance Agencyに付託している。

8. W I P Oは, Maintenance Agencyの協力会員としての地位が認められているので, この作業に緊密に協力している。国際事務局は, 新たなアルファベット2文字コードの追加又は既存のアルファベット2文字コードの修正に関するMaintenance Agency及び各W I P O関係部局の決定に従い, この推奨標準を適宜更新する。

使用方法及び利用者のガイドライン

9. 工業所有権又はその出願に関する書類の利用者の便宜を図るために, この推奨標準の附属書Bの第1部に, 1978年1月1日より前に有効であったコードが後に新たなコードに置き換えられた国家のリストを表示する。存在していない国家又は組織の各コードのリストは, 附属書Bの第2部に表示する。

10. この推奨標準の附属書Aに記載されているコードは, 1978年1月1日より前に異なるコードが存在していた書類を参照する場合であっても, 工業所有権又はその出願に関する書類すべてに使用すべきである。

11. AA, QM～QY, XA～XM, XO～XT, XW, XY, XZ及びZZのコードは、個人用並びに暫定的なコードとして使用可能である。

(附属書に続く)

国名及び2文字コード

附属書A，第1部 アルファベット順の国家，その他の組織及び政府間機関の名称（略称） 並びに対応する2文字コードのリスト

アフガニスタン	AF	コンゴ(コンゴ民主共和国は下記参照)	
アフリカ知的所有権機関(OAPI) ⁽¹⁾	OA	コンゴ	CG
アフリカ広域知的所有権機関(ARIPO) ⁽¹⁾	AP	クック諸島	CK
アルバニア	AL	コスタリカ	CR
アルジェリア	DZ	コートジボワール	CI
アンドラ	AD	クロアチア	HR
アンゴラ	AO	キューバ	CU
アンギラ	AI	キュラソー	CW
アンティグア・バーブーダ	AG	キプロス	CY
アルゼンチン	AR	チェキア	CZ
アルメニア	AM		
アルバ	AW	朝鮮民主主義人民共和国	KP
オーストラリア	AU	コンゴ民主共和国	CD
オーストリア	AT	デンマーク	DK
アゼルバイジャン	AZ	ジブチ	DJ
		ドミニカ	DM
		ドミニカ共和国	DO
バハマ	BS		
バーレーン	BH	エクアドル	EC
バングラデシュ	BD	エジプト	EG
バルバドス	BB	エルサルバドル	SV
ベラルーシ	BY	赤道ギニア	GQ
ベルギー	BE	エリトリア	ER
ベリーズ	BZ	エストニア	EE
ベネルクス知的所有権庁(BOIP) ⁽²⁾	BX	エスワティニ	SZ
ベナン	BJ	エチオピア	ET
バミューダ	BM	ユーラシア特許機構	
ブータン	BT	(EAPO) ⁽¹⁾	EA
ボリビア多民族国	BO	欧州連合知的財産庁(EUIPO)	EM
ボネール，シント・ユスタティウス 及びサバ	BQ	欧州特許庁(EPO) ⁽¹⁾	EP
ボスニア・ヘルツェゴビナ	BA		
ボツワナ	BW	フォークランド諸島(マルビナス)	FK
ブーベ島	BV	フェロー諸島	FO
ブラジル	BR	フィジー	FJ
ブルネイ・ダルサラーム	BN	フィンランド	FI
ブルガリア	BG	フランス	FR
ブルキナファソ	BF		
ブルンジ	BI	ガボン	GA
		ガンビア	GM
カンボジア	KH	ジョージア	GE
カメルーン	CM	ドイツ ⁽³⁾	DE
カナダ	CA	ガーナ	GH
カーボベルデ	CV	ジブラルタル	GI
ケイマン諸島	KY	ギリシャ	GR
中央アフリカ共和国	CF	グリーンランド	GL
チャド	TD	グレナダ	GD
チリ	CL	グアテマラ	GT
中華人民共和国	CN	ガンジー	GG
共同体植物品種庁 (欧州連合)(CPVO)	QZ	ギニア	GN
コロンビア	CO	ギニアビサウ	GW
コモロ	KM		

国名及び2文字コード

附属書A, 第1部

2頁

湾岸協力会議(湾岸協力会議特許庁参照)		モーリシャス	MU
ガイアナ	GY	メキシコ	MX
		モルドバ(モルドバ共和国参照)	
ハイチ	HT	モナコ	MC
法王聖座	VA	モンゴル	MN
ホンジュラス	HN	モンテネグロ	ME
香港(中華人民共和国香港特別行政区参照)		モントセラト	MS
ハンガリー	HU	モロッコ	MA
		モザンビーク	MZ
アイスランド	IS	ミャンマー	MM
インド	IN		
インドネシア	ID	ナミビア	NA
世界知的所有権機関(WIPO)		ナウル	NR
国際事務局 ⁽⁴⁾	IB, WO	ネパール	NP
植物新品種保護国際同盟(UPOV)	XU	オランダ	NL
イラン・イスラム共和国	IR	ニュージーランド	NZ
イラク	IQ	ニカラグア	NI
アイルランド	IE	ニジェール	NE
マン島	IM	ナイジェリア	NG
イスラエル	IL	北欧特許機構(NPI) ⁽¹⁾	XN
イタリア	IT	北マリアナ諸島	MP
		ノルウェー	NO
ジャマイカ	JM		
日本	JP	オマーン	OM
ジャージー	JE		
ヨルダン	JO	パキスタン	PK
		パラオ	PW
カザフスタン	KZ	パナマ	PA
ケニア	KE	パプアニューギニア	PG
キリバス	KI	パラグアイ	PY
コリア(朝鮮民主主義人民共和国及び 大韓民国参照)		湾岸協力会議(GCC)特許庁	GC
クウェート	KW	ペルー	PE
キルギス	KG	フィリピン	PH
		ポーランド	PL
		ポルトガル	PT
ラオス人民民主共和国	LA		
ラトビア	LV	カタール	QA
レバノン	LB		
レソト	LS	大韓民国	KR
リベリア	LR	モルドバ共和国	MD
リビア	LY	ルーマニア	RO
リヒテンシュタイン	LI	ロシア連邦	RU
リトアニア	LT	ルワンダ	RW
ルクセンブルク	LU		
		セントヘレナ	SH
マカオ	MO	セントクリストファー・ネイビス	KN
マケドニア(マケドニア旧ユーゴスラビア共和 国参照)		セントルシア	LC
マダガスカル	MG	セントビンセント及びグレナディーン諸島	VC
マラウイ	MW	サモア	WS
マレーシア	MY	サンマリノ	SM
モルディブ	MV	サントメ・プリンシペ	ST
マリ	ML	サウジアラビア	SA
マルタ	MT	セネガル	SN
モーリタニア	MR	セルビア	RS
		セーシェル	SC
		シエラレオネ	SL
		シンガポール	SG
		シント・マールテン(オランダ領)	SX

国名及び2文字コード

附属書A, 第1部 3頁

スロバキア	SK	タークス・カイコス諸島	TC
スロベニア	SI	ツバル	TV
ソロモン諸島	SB		
ソマリア	SO	ウガンダ	UG
南アフリカ	ZA	ウクライナ	UA
南ジョージア・南サンドウィッチ諸島	GS	アラブ首長国連邦	AE
南スーダン	SS	イギリス	GB
スペイン	ES	タンザニア連合共和国	TZ
スリランカ	LK	アメリカ合衆国	US
スーダン	SD	ウルグアイ	UY
スリナム	SR	ウズベキスタン	UZ
スウェーデン	SE		
スイス	CH	バヌアツ	VU
シリア・アラブ共和国	SY	バチカン市国(法王聖座参照)	
		ベネズエラ・ボリバル共和国	VE
台湾(中国台湾省)	TW	ベトナム	VN
タジキスタン	TJ	バージン諸島(イギリス領)	VG
タンザニア(タンザニア連合共和国参照)			
タイ	TH	ヴィシエグラード特許機構(VPI) ⁽¹⁾	XV
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	MK		
中華人民共和国香港特別行政区	HK	西サハラ ⁽⁵⁾	EH
東ティモール	TL	世界知的所有権機関(WIPO)	
トーゴ	TG	(国際事務局) ⁽⁴⁾	WO, IB
トンガ	TO		
トリニダード・トバゴ	TT	イエメン	YE
チュニジア	TN		
トルコ	TR	ザンビア	ZM
トルクメニスタン	TM	ジンバブエ	ZW

(第2部に続く)

国名及び2文字コード

附属書A，第2部

アルファベット順の2文字コードのリスト
並びに対応する国家，その他の組織及び政府間機関の名称（略称）

AD	アンドラ	DE	ドイツ ⁽³⁾
AE	アラブ首長国連邦	DJ	ジブチ
AF	アフガニスタン	DK	デンマーク
AG	アンティグア・バーブーダ	DM	ドミニカ
AI	アンギラ	DO	ドミニカ共和国
AL	アルバニア	DZ	アルジェリア
AM	アルメニア	EA	ユーラシア特許機構(EAPO) ⁽¹⁾
AO	アンゴラ	EC	エクアドル
AP	アフリカ広域知的所有権機関(ARIPO) ⁽¹⁾	EE	エストニア
AR	アルゼンチン	EG	エジプト
AT	オーストリア	EH	西サハラ ⁽⁵⁾
AU	オーストラリア	EM	欧州連合知的財産庁(EUIPO)
AW	アルバ	EP	欧州特許庁(EPO) ⁽¹⁾
AZ	アゼルバイジャン	ER	エリトリア
BA	ボスニア・ヘルツェゴビナ	ES	スペイン
BB	バルバドス	ET	エチオピア
BD	バングラデシュ	FI	フィンランド
BE	ベルギー	FJ	フィジー
BF	ブルキナファソ	FK	フオー克蘭ド諸島(マルビナス)
BG	ブルガリア	FO	フェロー諸島
BH	バーレーン	FR	フランス
BI	ブルンジ	GA	ガボン
BJ	ベナン	GB	イギリス
BM	バミューダ	GC	湾岸協力会議(GCC)特許庁
BN	ブルネイ・ダルサラーム	GD	グレナダ
BO	ボリビア多民族国	GE	ジョージア
BQ	ボネール， シント・ユースタティウス 及びサバ	GG	ガーンジー
BR	ブラジル	GH	ガーナ
BS	バハマ	GI	ジブラルタル
BT	ブータン	GL	グリーンランド
BV	ブーベ島	GM	ガンビア
BW	ボツワナ	GN	ギニア
BX	ベネルクス知的所有権庁(BOIP) ⁽²⁾	GQ	赤道ギニア
BY	ベラルーシ	GR	ギリシャ
BZ	ベリーズ	GS	南ジョージア・南サンドウィッチ諸島
CA	カナダ	GT	グアテマラ
CD	コンゴ民主共和国	GW	ギニアビサウ
CF	中央アフリカ共和国	GY	ガイアナ
CG	コンゴ	HK	中華人民共和国香港特別行政区
CH	スイス	HN	ホンジュラス
CI	コートジボワール	HR	クロアチア
CK	クック諸島	HT	ハイチ
CL	チリ	HU	ハンガリー
CM	カメルーン	IB	世界知的所有権機関(WIPO)国際事務局 ⁽⁴⁾
CN	中華人民共和国	ID	インドネシア
CO	コロンビア	IE	アイルランド
CR	コスタリカ	IL	イスラエル
CU	キューバ	IM	マン島
CV	カーボベルデ		
CW	キュラソー		
CY	キプロス		
CZ	チェキア		

国名及び2文字コード

附属書A，第2部 2頁

IN	インド	NP	ネパール
IQ	イラク	NR	ナウル
IR	イラン・イスラム共和国	NZ	ニュージーランド
IS	アイスランド	OA	アフリカ知的所有権機関(OAPI) ⁽¹⁾
IT	イタリア	OM	オマーン
JE	ジャージー	PA	パナマ
JM	ジャマイカ	PE	ペルー
JO	ヨルダン	PG	バブアニューギニア
JP	日本	PH	フィリピン
KE	ケニア	PK	パキスタン
KG	キルギス	PL	ポーランド
KH	カンボジア	PT	ポルトガル
KI	キリバス	PW	パラオ
KM	コモロ	PY	パラグアイ
KN	セントクリストファー・ネイビス	QA	カタール
KP	朝鮮民主主義人民共和国	QZ	共同体植物品種庁 (欧州連合)(CPVO)
KR	大韓民国	RO	ルーマニア
KW	クウェート	RS	セルビア
KY	ケイマン諸島	RU	ロシア連邦
KZ	カザフスタン	RW	ルワンダ
LA	ラオス人民民主共和国	SA	サウジアラビア
LB	レバノン	SB	ソロモン諸島
LC	セントルシア	SC	セーシェル
LI	リヒテンシュタイン	SD	スーダン
LK	スリランカ	SE	スウェーデン
LR	リベリア	SG	シンガポール
LS	レソト	SH	セントヘレナ, アセンションおよびトリスタン・ダ・クーニャ
LT	リトアニア	SI	スロベニア
LU	ルクセンブルク	SK	スロバキア
LV	ラトビア	SL	シエラレオネ
LY	リビア	SM	サンマリノ
MA	モロッコ	SN	セネガル
MC	モナコ	SO	ソマリア
MD	モルドバ共和国	SR	スリナム
ME	モンテネグロ	SS	南スーダン
MG	マダガスカル	ST	サントメ・プリンシペ
MK	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	SV	エルサルバドル
ML	マリ	SX	シント・マルテン(オランダ領)
MM	ミャンマー	SY	シリア・アラブ共和国
MN	モンゴル	SZ	エスワティニ
MO	マカオ	TC	タークス・カイコス諸島
MP	北マリアナ諸島	TD	チャド
MR	モーリタニア	TG	トーゴ
MS	モントセラト	TH	タイ
MT	マルタ	TJ	タジキスタン
MU	モーリシャス	TL	東ティモール
MV	モルディブ	TM	トルクメニスタン
MW	マラウイ	TN	チュニジア
MX	メキシコ	TO	トンガ
MY	マレーシア	TR	トルコ
MZ	モザンビーク	TT	トリニダード・トバゴ
NA	ナミビア	TV	ツバル
NE	ニジェール	TW	台湾(中国台湾省)
NG	ナイジェリア	TZ	タンザニア連合共和国
NI	ニカラグア		
NL	オランダ		
NO	ノルウェー		

国名及び2文字コード

附属書A, 第2部
3頁

UA	ウクライナ	WS	サモア
UG	ウガンダ	XN	北欧特許機構(NPI) ⁽¹⁾
US	アメリカ合衆国	XU	植物新品種保護国際同盟(UPOV)
UY	ウルグアイ	XV	ヴィシエグラード特許機構(VPI) ⁽¹⁾
UZ	ウズベキスタン		
VA	バチカン市国(法王聖座)	YE	イエメン
VC	セントビンセント及び グレナディーン諸島	ZA	南アフリカ
VE	ベネズエラ・ボリバル共和国	ZM	ザンビア
VG	バージン諸島(イギリス領)	ZW	ジンバブエ
VN	ベトナム		
VU	バヌアツ		
WO	世界知的所有権機関(WIPO) (国際事務局) ⁽⁴⁾		

〔附属書Bに続く〕

国名及び2文字コード

附属書B，第1部

コードが変更された国のリスト

国名	1978年1月1日 より前の コード	1978年1月1日 からの 新コード	国名	1978年1月1日 より前の コード	1978年1月1日 からの 新コード
アルバニア	AN	AL	日本	JA	JP
アルジェリア	AG	DZ	クウェート	KU	KW
オーストリア	OE	AT	リヒテンシュタイン	FL	LI
バーレーン	BB	BH	マダガスカル	MD	MG
バングラデシュ	BA	BD	マリ	MJ	ML
バルバドス	BD	BB	マルタ	ML	MT
ベナン	DA	BJ	モーリタニア	MT	MR
ブータン	BH	BT	モーリシャス	MS	MU
ボツワナ	BT	BW	モンゴル	MO	MN
ブルキナファソ	UV	HV/BF ⁽⁶⁾	ミャンマー	BU	MM ⁽⁸⁾
ビルマ(ミャンマー参照)			ニカラグア	NA	NI
カンボジア	CD	KH	ニジェール	NI	NE
カメルーン	KA	CM	ナイジェリア	WN	NG
中央アフリカ共和国	ZR	CF	オマーン	MU	OM
チャド	TS	TD	パナマ	PM	PA
チリ	CE	CL	パプアニューギニア	PP	PG
中華人民共和国	RC	CN	パラグアイ	PG	PY
コンゴ	CF	CG	ポーランド	PO	PL
カンボジア共和国 (カンボジア参照)			大韓民国	KS	KR
朝鮮民主主義人民共和国	KN	KP	ルーマニア	RU	RO
コンゴ民主共和国	CB	ZR/CD ⁽⁷⁾	シエラレオネ	WL	SL
ドミニカ共和国	DR	DO	スリランカ	CL	LK
東ティモール民主共和国 (東ティモール参照)	—	—	スウェーデン	SW	SE
エジプト	ET	EG	シリア・アラブ共和国	SR	SY
エルサルバドル	SL	SV	東ティモール	TP	TL ⁽⁹⁾
エチオピア	EA	ET	トーゴ	TO	TG
フィンランド	SF	FI	トンガ	TI	TO
ガンビア	GE	GM	トリニダード・トバゴ	TD	TT
ドイツ	DT	DE	タンザニア連合共和国	TA	TZ
グアテマラ	GU	GT	ザイール (コンゴ民主共和国参照)		
ギニア	GI	GN	ザンビア	ZB	ZM
ハイチ	HI	HT			
バチカン市国 (法王聖座)	CV	VA			
ホンジュラス	HO	HN			
アイルランド	EI	IE			

[第2部に続く]

国名及び2文字コード

附属書B，第2部

1978年1月1日に存在していたが、現在は存在していない国家又は組織のリスト

チェコスロバキア	C S
民主イエメン	S Y/Y D ⁽¹⁰⁾
ドイツ民主共和国	D L/DD ⁽¹¹⁾
国際特許機構	I B
ソビエト連邦	S U
ユーゴスラビア／ セルビア・モンテネグロ	Y U ⁽¹²⁾

[附属書B及び標準終わり]

- (1) PCT（特許協力条約）に基づき特定の締約国のために行動する政府間機関（広域特許庁）。欧州特許庁の場合には、欧州特許機構の運営機関である。
- (2) ベネルクス知的所有権庁（BOIP）（旧ベネルクス商標意匠庁）は、商標及び意匠に関して、ベルギー、ルクセンブルク及びオランダの国内官庁に代わる業務を行っている。
- (3) 国際標章登録の電子データベースにおいて、WIPO国際事務局は、現行の標準ST. 3に含まれない次の追加コードを使用している。1990年10月3日より前にドイツ連邦共和国を構成していた領域を含まないドイツを指す「DD」、及び1990年10月3日より前にドイツ民主共和国を構成していた領域を含まないドイツを指す「DT」。
- (4) コード「WO」は、特許協力条約（PCT）に基づきPCT受理官庁に対して行われた国際出願の国際公開に関し、並びに意匠の国際登録に関するハーグ協定に基づく意匠の国際登録の公開において使用される。これに関して、WIPO標準ST. 9及びST. 80に記載されたINIDコード(33)が参照できる。コード「WO」は更に、標章の国際登録に関するマドリッド協定及びマドリッド協定議定書に基づく標章の国際登録にも使用される。コード「IB」は、PCTに基づきPCTの受理官庁としてのWIPO国際事務局に対して行われた国際出願の受領に関して使用される。
- (5) 暫定的な名称。
- (6) コードBFは1984年に採択された。
- (7) コードCDは1997年に採択された。
- (8) コードMMは1989年に採択された。
- (9) コードTLは2002年5月20日に採択された。
- (10) コードSYは1978年1月1日より前に使用されていた。
- (11) コードDLは1978年1月1日より前に使用されていた。
- (12) 2003年2月4日付で「ユーゴスラビア」から「セルビア・モンテネグロ」に国名が変更され、ISO 3166/MAが2003年7月23日の告示によって新たな国名及び（「YU」に代わり）新たな2文字コード「CS」を使用する決定を行った後、SCIT標準・ドキュメンテーション・ワーキンググループは2004年11月11日の第5回会合において、コード「CS」は1993年まで「チェコスロバキア」を示すものとして過去に使用されていたことに起因して一部で問題が生じることから、工業所有権分野において「セルビア・モンテネグロ」には2文字コード「YU」を引き続き使用するよう推奨することに同意した。